

環境省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例 (提案に至った背景等)	地域住民や事業者等の 具体的な意見・要望、支援事例等	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政 の効率化等)	補助法令等 (支援の根拠となっ ている規定等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	(追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの))		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支援事例	
155	日 地 方に対する規 制緩和	06.環境・ 衛生	廃棄物処理施設整備関係交付金に係る交付要綱及び取扱要領の見直し	廃棄物処理施設整備支援のための交付金における交付要綱及び取扱要領について、共通仮設費及び現場管理費の算定方法を工事費の実態が反映されたものとするよう見直しを求める。	環境省所管の廃棄物処理施設整備に係る「循環型社会形成推進交付金」及び「廃棄物処理施設整備交付金」の対象事業においては、交付要綱及び取扱要領に事業費の算定方法が規定されている。同算定方法においては、直接工事費は平成18年2月20日付け廃棄物・リサイクル対策部長通知により土木工事標準積算基準(国土交通省)によることとされており、土木工事標準積算基準は毎年度全国での施工実態調査に基づき改定されているため、工事費に実態が反映されている。一方、間接工事費は取扱要領の算定基準によることとされており、同算定基準は、昭和44年策定「簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱」を原形として策定されて以来ほぼ改正が行われておらず、算定額と工事費との乖離が生じている。具体的な例として、間接工事費のうち現場管理費は、取扱要領では純工事費が1,000万円以下の場合12.5%(最大)、7,000万円を超える場合7.5%(最小)であるのに対し、土木工事標準積算基準(令和5年度公園工事の場合)では純工事費が700万円以下の場合42.63%(最大)、10億円を超える場合21.28%(最小)であり、算定率に大きな乖離がある。また、間接工事費のうち共通仮設費の算定においても、土木工事標準積算基準では直接工事費に所定の率計算と積上げ計算による額(一部の率対象外費用)との合計額として算定する一方、取扱要領では嵩積積料及び労働者輸送費を除き全て積上げ計算とすることとされており、設計積算に当たり補助事業者の多大な負担となっている。	請負業者から、現場管理費の算定額が実費を下回っているため土木工事標準積算基準の適用による算定について申し出があった。補助事業者から、共通仮設費の算定にあたり積上げ計上を行うことが困難であり、土木工事標準積算基準の適用による算定について申し出があった。	土木工事標準積算基準の適用など取扱要領における共通仮設費及び現場管理費の算定方法を見直すことにより、補助金算定額と工事費の実態との乖離を解消できるほか、補助事業者の設計積算における業務負担を軽減できる。	循環型社会形成推進交付金交付要綱、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領、廃棄物処理施設整備交付金交付取扱要領	環境省	岩手県、青森県、宮古市、花巻市、北上市、遠野市、陸前高田市、紫波町、岩泉町、田野畑村、宮城県、秋田県、栃木県、北上市、北地区広域行政組合、盛岡北部行政事務組合、大船渡地区環境衛生組合、宮古地区広域行政組合、久慈広域連合、岩手中部広域行政組合、一関地区広域行政組合、岩手沿岸南部広域環境組合	秋田市、ひたちなか市、豊橋市、舞鶴市、兵庫県、高松市、熊本市	○当市においては廃棄物処理施設の建造に当たり、土木系の職員に設計積算を依頼した結果、マンパワーの不足により、土木工事標準積算基準と取扱要領とにおける諸経費率や計算手法の違いを十分考慮できないまま工事を進めてしまい、竣工後の会計検査院実地検査においてこれらの違いに関する指摘を受け、返還金を支払ったという事例がある。間接工事費の積算への土木工事標準積算基準の適用等により、これらの違いを解消することで、設計積算段階での負担負担を軽減できるほか、交付金申請の誤りを事前に防止することができる。	循環交付金等については、予算補助として予算の範囲内において市町村等の一般廃棄物処理施設の整備に対して支援を行っています。現在の全面的な更新需要の集中に伴う要望に対応する予算の確保が重要な課題となっている状況を踏まえ、直ちに予算総額の更なる増大に繋がるような制度改正は困難な状況です。今後の更新需要の動向も踏まえつつ、検討を行うこととします。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 (提案に基いた背景等)	地域住民や事業者等の 具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政 の効率化等)	補助法令等 (支障の原因となっ ている規定等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	(通知共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの))		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
239	日 地 方に対 する規 制緩和	06 環境・ 衛生	脱炭素化 推進事業 債の事業 期間延長	脱炭素化推進事業債の事業期間について、地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様の令和7(2025)年度までとされているが、政府実行計画等に掲げる2030年度目標に準じて取り組むことを可能とするよう、事業期間の延長を図ること。	都道府県には改修が必要な既存施設は多く、施設を運用しながらの改修となり、また、財政負担や事務量の平準化、県有施設の再編等も含めた検討を行い、庁内調整を経て、計画策定等を行うことから時間を要するほか、設計・施工業者のマンパワーが不足しており、期間中に完了する事業は限定的であるため、事業期間の延長を要望。 (当県の場合、要改修施設が140件ある。令和6年は25件の改修を実施するが、令和7年までに全ての施設の改修を完了させることは不可。)		事業期間が延長されることにより、計画的な省エネ改修が可能となり、2030年度目標の達成に資する。	脱炭素化推進事業債及び公営企業債(脱炭素化推進事業)の取扱いについて(周知)(令和5年4月3日付環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課ほか事務連絡)	総務省、環境省	栃木県、群馬県、岡山県	北海道、札幌市、岩手県、花巻市、仙台市、茨城県、埼玉県、神奈川県、平塚市、新潟市、石川県、岐阜県、中津川市、浜松市、名古屋市、豊橋市、京都市、綾部市、大阪府、堺市、豊中市、兵庫県、奈良県、高松市、高知県、久留米市、長崎市、熊本市	<p>○区域における公用車への次世代自動車導入率は約23%(令和4年)、庁舎照明のLED化率は約20%(令和4年)であり、道の事務事業に伴う温室効果ガスに係る2030年度の削減目標達成に向けては、令和8年以降も引き続き脱炭素化推進事業債を活用した脱炭素化の取組の推進が必要であるため。</p> <p>○ごみ焼却施設の建設は設計・建設・竣工まで4～5年かかるものであり、途中で本起債が終了となる場合、財政的に非常に大きな重荷になってしまう。</p> <p>○県庁の率先実行として、 ①太陽光発電を設置可能な県有施設に2030年度までに50%、2040年度までに100%導入 ②2027年度までに県有施設の照明を原則LED化 ③2028年までに100%電動車化(代替可能な車両がない場合を除く)</p> <p>の目標を掲げて取組を進めている。</p> <p>いずれも脱炭素化推進事業債を活用している事業であり、この目標達成のためには、期間延長される(継続して脱炭素化推進事業債を活用できる)ことが不可欠である。</p> <p>○LED化する施設が多く、全施設の改修には時間を要することから事業期間の延長を希望する。</p> <p>○令和6年1月1日に発生した災害対応等により、県有施設のLED化に対する予算を確保するのも難しい状況であり、被災により計画も遅れが生じ、施工業者も災害対応に尽力しているため人手が足りず、計画実施に苦慮している。</p> <p>○本事業債は一般会計のみならず、公営企業会計においても活用することが可能であることから、市有施設への再生可能エネルギー等の導入を促進する支援策として非常に有効であるが、現時点において事業期間が2025年度までとされているため、さらなる導入促進のためには2026年度以降も本事業債の継続が必要である。</p> <p>○脱炭素化を含む公共施設の改修等については対象施設も多く、各個別計画に則って検討を行い、かつ資金計画を考慮しながら実施時期を調整する必要があるため、期間中に完了できる事業は限られる。</p> <p>○当県では、これまでに県有施設への太陽光発電設備の導入(1施設)、LEDへの更新(17施設)に「脱炭素化推進事業債」を活用しており、今年度も太陽光発電設備の導入(1施設)、LEDへの更新(28施設)への活用を予定している。</p> <p>今後、改修施設・新設施設ともに脱炭素化推進事業債を活用したいので、事業期間延長を要望する。</p> <p>○当市は、令和6年3月に地球温暖化対策実行計画2030を策定し、政府実行計画に準じた目標を掲げ、市施設の新築ZEB化をはじめLEDなど省エネ機器の導入に向けた検討を進めているところであるが、当市計画期間である2030年度までに工事を実施する施設の脱炭素化の推進においては、国の後押しが必須である。市施設の省エネ化については、脱炭素推進事業債が最も重要な唯一の支援メニューとなっているため、その期間延長について検討されたい。</p> <p>○当市においても、2030年46%削減(2015年度比)の目標を設定している中、計画的な省エネ改修を検討しているが、脱炭素化推進事業債を活用した場合の2025年度までという期間では実現は不可能であるため、事業期間の延長を要望する。</p> <p>○当市では、「地球温暖化対策実行計画」により、2030年度に市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を2013年度比50%以上削減することを目標としており、令和8年度以降も公共施設の省エネ化等の取組を進める必要があることから事業期間の延長を希望する。</p> <p>○省エネ改修が必要な既存施設が多く、庁内調整を含め改修に時間を要することに加え、令和6年能登半島地震被害からの復旧事業を最優先としており、通常の施設改修に停滞が生じている。</p> <p>○中核市においても改修が必要な既存施設は多く、施設を運用しながらの改修となり、また、財政負担や事務量の平準化、県有施設の再編等も含めた検討を行い、庁内調整を経て、計画策定等を行うことから時間を要するほか、設計・施工業者のマンパワーが不足しており、期間中に完了する事業は限定的であるため、事業期間の延長を要望。</p> <p>○2030年度までに県の事務事業の温室効果ガス排出量を2013年度比46%以上削減することを目標としている。一方、コロナ禍の影響等により削減対策に遅れが生じ、2021年度時点での削減は15%にとどまっており、目標達成は厳しい状況である。目標達成には、2025年度以降も、継続して削減に取り組んでいく必要があるため、期間延長を要望したい。</p>	脱炭素化推進事業債については、地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域脱炭素を加速するため、事業期間の延長や対象事業の拡充を行う予定です。延長期間は、地球温暖化対策計画に位置付けられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの5年間とする見込みです。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 (提案に並った背景等)	地域住民や事業者等の 具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政 の効率化等)	種別法令等 (支障の原因となっ ている規定等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	(通知共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの))		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
240	B	06 環境・衛生	脱炭素化推進事業の要件の緩和	脱炭素化推進事業について、公共施設の省エネルギー基準に適合させるための改修事業に関するが、そのためには建物全体の省エネ性能を評価した上で基準に適合させる必要がある。しかしながら、昭和、平成初期に建設された建物については評価に必要な建設時の設計書等が残っていない事例も多く、その認証を受けることが困難である。また、代替図書を作成する場合には、設備や断熱の仕様等が不明な場合は現地調査の実施や図面作成に相応の時間を要し、費用についても増加する。	公共施設の計画的な省エネ改修が可能となることで、カーボンニュートラル実現に資する。		令和5年度地方債同意書基準運用要綱 P.28	総務省、環境省	栃木県、群馬県	花巻市、埼玉県、平塚市、中津川市、豊橋市、京都府、綾部市、大阪府、豊中市、高松市、高知県、福岡県、熊本市	○脱炭素化推進事業債について、公共施設の省エネルギー基準に適合させるための第三者認証を受けることが要件とされているが、評価に必要な建設時の設計書等が残っていない事例も多く、その認証を受けることが困難である。また、代替図書を作成する場合には、現地調査の実施や図面作成に相応の時間を要し、費用についても増加する。 予算や設備毎の劣化度の違い等の理由により緊急性の高い設備(空調設備や照明設備など)を先に改修する機会が多いのが実態であり、施設全体の認証を行い、施設ごとに改修計画を立てることは現実的ではなく、実態及び効率性を鑑みると適切ではない。 ○空調設備などの省エネ改修は、予算や人員等の関係上、局所的、段階的に実施することが多く、省エネ改修の都度、建物全体の第三者認証を取得することは、実態にそぐわないため。	脱炭素化推進事業債については、地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域脱炭素を加速するため、事業期間の延長や対象事業の拡充を行う予定です。公共施設の省エネルギー基準に適合させるための改修事業については、建物全体がZEBや省エネルギー基準を満たす場合に加え、空調等の各設備が個別に省エネルギー基準を満たす場合を対象に追加する見込みです。	
241	B	06 環境・衛生	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)個人向け交付対象事業の定置用蓄電池の価格要件の緩和等	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)の個人向け交付対象事業の定置用蓄電池について、価格要件が定められているが、昨今の円安・材料費高騰により現状の価格と乖離し、販売・設置事業者への負担増から事業継続に支障をきたしつつある。緩和又は経過措置を設けること。	交付の要件について、「蓄電池の価格(円/kWh)の1/3以内(ただし、下記価格(※)の1/3を上限とする。) ※:家庭用(4,800Ah・セル相当のkwh未満):14.1万円/kWh(工事費込み・税抜き)、業務用(4,800Ah・セル相当のkwh以上):16.0万円/kWh(工事費込み・税抜き)」 とされているところ、実際には家庭用・業務用ともに19~25万円/kWh(工事費込み・税抜き)が現在の相場である。販売・設置事業者の負担感が大きいことから、設置が進まず政策誘導効果が薄く、蓄電池を提供し続けると今後の事業継続に影響を及ぼす。今般の社会情勢を考慮した金額設定を検討されたい。」	当該交付金を活用して、当県が実施している補助事業に關し、次の通りの苦言、要望が複数社より寄せられた。 「補助要件となっている蓄電池の価格は相場と大きくかけ離れている。物価高騰前の価格設定ではないか。価格の低減が蓄電池の普及に資することは理解できるものの、企業努力にも限界があり、補助要件を満たす価格で、蓄電池を提供し続けると今後の事業継続に影響を及ぼす。今般の社会情勢を考慮した金額設定を検討されたい。」	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(別紙2・重点対策対象事業要件)	環境省	栃木県、群馬県	川崎市、岐阜県、豊橋市、三重県、京都府、兵庫県、島根県、高松市、高知県、熊本市	○蓄電池の交付要件は、改正前の15.5万円/kWhでも、販売・設置事業者の負担が大きく問い合わせに來ても断念してしまう事例が多かった。 また、相場を下回るため、見積り内の内訳に疑義がある事例や、安価な工事を行う業者のみが実施できることについても疑問がある。 高効率の製品よりも、安価な製品へ誘導する形になり、一般ユーザーへの説明にも苦慮している。 交付要件ではなく、交付上限額にする等の対応を検討いただけると良い。 ○当県においても、蓄電池の価格(円/kWh)の要件が厳しいと複数の事業者から意見をいただいている。 また、本要件を満たすために中国製の蓄電池の設置になってしまうなど、国内産業の育成につながっていないという意見もある。 ○業務用については、県有施設へ太陽光発電設備とともに蓄電池の導入を検討したが、県が導入する際(はし)リエンス強化も目的としており、要件よりも高額な蓄電池を導入するため、交付金の活用を断念した。 また、家庭用蓄電池についても、蓄電池の補助単価が実情からかけ離れたものとなっている。 業務用・家庭用ともに、資材高騰の影響が現実にあることも踏まえ、実情にあった取扱いを検討いただきたい。 ○要綱改正に伴う交付要件の価格の引き下げは蓄電池の普及を妨げかねないため、緩和または経過措置を設けることを要望する。 ○ハウスメーカーへのヒアリングや意見交換を通して、当交付金の蓄電池交付要件単価に相場との乖離があり、同条件での施工は厳しいという声があがっていることから、事業実施に支障が生じると考える。	定置用蓄電池の価格については、価格低減を促進するべく、第6次エネルギー基本計画において、蓄電システムから得られる収益により投資回収できる水準として、家庭用蓄電システムは7万円/kWh、業務・産業用蓄電システムは6万円/kWhを2030年度の目標価格として設定しました。 その達成に向け実績等を参考に各年度の目標価格を設定し、政府による各種導入支援事業ではその価格を補助上限とすることで、コスト低減を促してきたところです。 本交付金における今後の定置用蓄電池の交付率等については、上記方針を基本にしつつも、関連する政策を審議している分散型エネルギー推進戦略ワーキンググループでの議論の状況等も踏まえて設定して参ります。	